

令和6年度西宮市定額減税補足給付金支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、定額減税補足給付金に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 西宮市定額減税補足給付金（以下「調整給付金」という。）は、前条の目的を達するために、西宮市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 調整給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和6年1月1日時点で西宮市に住所を有する者（西宮市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。ただし、第1号においては、令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除き、第2号においては、令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

一 イに掲げる金額がロに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）上の居住者に限る。）

イ 3万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に一を加えた数を乗じて得た額

ロ その者の令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）

二 イに掲げる金額がロに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

イ 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に一を加えた数を乗じて得た額

ロ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

2 前項第1号ロの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等（以下「確定申告書等」という。）から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

3 第1項第1号ロの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）及び同項第2号ロの規定における令和6年度分個人住民税所得割額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年4月1日法律第八号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年4月1日法律第四号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興

特別所得税は含まない。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、次の各号に掲げる額の合算額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

一 イに掲げる金額からロに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

ロ 前条第1項第1号ロに掲げる額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

ロ 前条第1項第2号ロに掲げる額

2 前項第1号イ及びロ並びに第2号イ及びロに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和6年6月3日とする。

3 事務処理基準日以降に生じた第1項第1号イ及びロ並びに第2号イ及びロに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。ただし、当該修正等により調整給付金の支給対象者でなくなった場合は、この限りではない。

(受給権者)

第5条 調整給付金の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

(支給の方式)

第6条 西宮市は、第3条に定める支給要件を満たすことを確認できる受給権者に対し、調整給付金の支給の申込みを行う。

2 前項の受給権者（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条の規定により登録された預貯金口座等（以下「登録口座」という。）のある者に限る。）は、支給の申込みを受けた際、所定の届出書による受給の拒否又は登録口座の変更を申し出ることができる。

3 西宮市長は、西宮市長が別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、受給権者に対し、調整給付金を支給する。

4 第1項の受給権者（登録口座のない者に限る。）は、支給の申込みを受けた際、届出書による口座の登録を申し出ることができる。

5 西宮市長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、受給権者に対し、調整給付金を支給する。

(代理による確認書の提出等・受給)

第7条 受給権者に代わり、代理人として第6条第2項及び第4項の規定による届出(以下「届出等」という。)を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- 一 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
 - 二 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で西宮市長が特に認める者
- 2 代理人が第6条2項及び第4項の規定による届出書(以下「届出書等」という。)の提出をするときは、届出書等の委任欄への記載をもって、西宮市は代理権を確認する。また、この場合、西宮市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
- 3 西宮市は、代理人が第1項第1号及び第2号の者にあつては、西宮市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第8条 届出書等の受付開始日は、西宮市長が別に定める日とする。

- 2 届出書等の提出期限は、西宮市長が別に定める日とする。

(調整給付金の支給等に関する周知等)

第9条 西宮市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、届出等の方法、届出等の受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(届出等が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 西宮市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給権者から第8条第2項の提出期限までに第6条第4項の規定による届出書の提出が行われなかった場合、受給権者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 届出書等の不備による振込不能等があり、西宮市が確認等に努めたにもかかわらず届出書等の補正が行われず、受給権者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該届出書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第11条 西宮市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金の返還を求める。

- 2 調整給付金の支給を受けた者が、修正申告等により第3条に規定する支給対象者でなくなった場合は、調整給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、西宮市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。